

平成27年度における

保健事業の主な変更点

1 「歯周病検診」の対象者を29歳以下の組合員まで拡大し、成人病健診や定期健康診断などの巡回健診時に併せて実施

糖尿病等の生活習慣病と密接な関わりのある歯周疾患の早期発見・早期治療を目的に平成23年度より開始した「歯周病検診」を、さらに予防の観点から歯の健康管理（メンテナンス）を若い頃から習慣付けることを目的に、次の通り変更します。



これまで		平成27年度から	
歯周疾患の早期発見・早期治療を目的として		歯周疾患の早期発見・早期治療という従来の目的に加え、予防の観点から歯周病が増加する30歳代までに、継続した歯の健康管理（メンテナンス）を習慣化することを目的として	
対象者	20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の組合員	対象者	◆29歳以下の組合員 ◆30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の組合員
受診方法	対象者に配布した受診券により、指定の歯科医院へ、ご本人が予約し、直接来院して検診を受診	受診方法	成人病健診や定期健康診断などの巡回健診時に併せて受診
負担	一旦検診費用を全額支払い、後日共済組合へ助成金(3000円)を請求	負担	個人負担なし（共済組合が負担）

2 『Webストレスチェック』を開設

本組合の『メンタルヘルス相談』事業の委託先である「大学院連合メンタルヘルスセンター」において開発された『Webストレスチェック』システムを新たに導入しました。

組合員の皆さんやそのご家族の皆さんが、共済組合のホームページから『Webストレスチェック』へアクセスし、ご自身の心の健康状態をチェックいただけます。

（『Webストレスチェック』の利用方法等は11頁をご覧ください。）

（注）このシステムは、本年12月から事業所に実施が義務付けられるストレスチェックにも対応する予定です。

3 指定の健診日に受診できなかった場合の振替受診の方法に、「共同巡回健診日」を追加

昨年度までは、

成人病健診及び委託定期健康診断の実施日に受診できなかった場合

- 1 「健診が実施される他の所属所」に出向いて振替受診する。
- 2 「健診機関（センター）」に出向いて振替受診する。

の方法で対応いただいております（一部対応できない所属所があります）が、今年度よりこの2つの方法に加え、

- 3 「共同巡回健診日」の会場に出向いて受診する。

を追加します。

なお、被扶養者の特定健康診査の対象の方で何らかの理由で指定医療機関での受診ができない場合、「健診機関（センター）」受診や「共同巡回健診日」受診もご利用いただけます。

（注）これらの振替受診を希望する場合、すべて事前に所属所担当者を通じて共済組合への申請（予約）が必要です。

共同巡回健診日の日程（平成27年11月～平成28年2月において県内数カ所で開催予定）については所属所に案内します。



平成27年度 健診事業について

健診種別	対象者	申込の要否(時期)	健診種目	実施期間	その他
成人病健診	30歳以上の組合員	不要	胃部検査・心電図検査(35歳を除く30歳代)・眼底検査(40歳以上)・血液検査・大腸検査(希望者)	5月～10月	人間ドック申込者は対象外。胃部検査及び大腸検査の結果、必要とされた場合、精密検査を実施(7月～2月予定)
委託定期健康診断	組合員	不要	労働安全衛生規則第44条の規定に基づく定期健康診断項目の中から、所属所より申込のあった項目	成人病健診に同じ	原則として成人病健診と同時実施
歯周病検査	29歳以下、及び30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の組合員	不要	歯周組織の検査・問診・指導	成人病健診に同じ	原則として成人病健診と同時実施
特定健康診査	40歳以上75歳未満の組合員、任意継続組合員及びその被扶養者	不要	基本検査項目：身長・体重・血液検査・尿検査 【詳細検査項目：貧血検査・心電図検査・眼底検査※医師が必要と判断した場合】	特定健康診査受診券配布後～翌年3月末日	組合員は定期健康診断又は人間ドック時に併せて実施する。
特定保健指導	上記の特定健康診査の結果から保健指導が必要であると判定された者	不要	支援レベルによる	特定保健指導利用券配布後～利用券に記載の有効期限	保健指導に要する期間は6ヵ月
人間ドック	35歳以上(脳ドックは50歳以上)の希望する組合員又は被扶養者	必要 (2月下旬～3月中旬) ※新規採用者等については4月上旬	申込コースによる 【日帰りコース・1泊2日コース・脳ドックコース・家族健診(ミニドック)コース(被扶養者のみ)】	受診券配布後～平成28年3月31日	共済組合助成額： 組合員 20,000円(節目年齢該当組合員 30,000円)/被扶養者 13,000円(節目年齢該当被扶養者 19,000円)
婦人科健診	30歳以上の希望する女性の組合員又は被扶養者	必要 (人間ドックに同じ)	子宮がん検査(問診・内診・頸部細胞診) 乳がん検査(問診・視診・触診)	人間ドックに同じ	共済組合助成額： 左記健診種目に限り、全額負担 ※マンモグラフィー、乳腺超音波検査を婦人科健診若しくは人間ドックの追加検査として受診の場合は一部(2,000円まで)助成

新しく組合員になられた方へ

この春から組合員貯金を始めてみませんか!



本組合の『組合員貯金』は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的として、加入者(組合員)の皆さんからお預かりしたお金を、安全かつ効率的に運用することで得た収益を利息として還元する事業です。

貯金利率は、平成26年10月に引き上げられ、**年利1.3%(半年複利)**となっています。

低金利時代の今だからこそ、ご自分の資産管理は重要です。利率をご勘案の上、ぜひ組合員貯金への加入をお勧めします。

※組合員貯金加入については、所属所共済事務担当課を経由してお申込みください。

積立方法

- **定例積立**
(毎月の給料から天引きして積立てる)
- **ボーナス積立**
(6月・12月のボーナスから天引きして積立てる)
- **臨時積立**
(随時に積み立てることができる)

払戻日

締切日は本組合への必着日であり、所属所での締切日とは異なる場合があります。

	払戻日 (休日の場合は前営業日)	締切日 (休日の場合は翌営業日)
一部払戻	10日	払戻月の前月25日
	25日	払戻月の15日
解約払戻	25日	解約月の15日